第三十三条の六第一項第一号	［略］	［略］	［略］
第三十三条の六第一項第三号	死亡が	［略］	［略］
第三十三条の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関	死亡の原因が

第三十三条の六第一項第一号	［同上］	二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共済年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあつては、毎年、指定日	一月以内	［同上］
			三月以内	［同上］
第三十三条の六第一項第三号	［同上］	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	死亡が	［同上］
第三十三条の六第一項第四号			夫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある者を除く。）が	
第三十三条の六第一項第五号の二			夫が	
第三十三条の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号	死亡の原因が	［同上］
		私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号		